

県議会議員の定数等に関する関係法令

令和4年1月19日
選挙管理委員会事務局

1 総論

制 度	備 考
<p>地方自治法</p> <p>(都道府県議会の議員の定数)</p> <p>第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。</p> <p>(人口の定義)</p> <p>第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。</p> <p>公職選挙法施行令</p> <p>(人口の定義)</p> <p>第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条又は第177条の規定によって都道府県知事が告示した人口による。</p>	<p>【本県の場合】</p> <p>○ 現行条例定数 64人</p> <p>○ 令和2年国勢調査確定人口 2,799,702人</p>

2 選挙区・定数配分

制 度	備 考
<p>公職選挙法</p> <p>(地方公共団体の議会の議員の選挙区)</p> <p>第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。</p> <p>② 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。</p> <p>③ 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。</p> <p>④ 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。</p>	<p>(強制合区)</p> <p>平成19年4月選挙 豊田郡⇒竹原市 世羅郡⇒三原市 神石郡⇒府中市</p> <p>(市の区域の任意合区)</p> <p>(町村単独選挙区)</p>

制 度	備 考
<p>⑤ 一の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第6項及び第9項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>⑦ 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>⑧ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>⑨ 指定都市に対し第1項から第3項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第5項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。</p> <p>⑩ （略）</p> <p>（指定都市に対する本法の適用関係）</p> <p>第269条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関してこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、指定都市においては、区及び総合区を市とみなし、区及び総合区選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。</p> <p>（略）</p> <p>（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）</p> <p>第271条 昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。</p> <p>平成25年公職選挙法改正法附則（平成27年3月1日施行）</p> <p>（経過措置）</p> <p>第3条 新法第15条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における都道府県の議会の議員の選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもつて、一の選挙区とすることができる。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。</p>	<p>（衆議院小選挙区特例）</p> <p>（人口比例原則） ※特別の事情 ⇒但し書き適用</p> <p>（特例選挙区）</p> <p>（飛地特例選挙区）</p>

制 度	備 考
<p>公職選挙法施行令</p> <p>(都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例)</p> <p>第3条 法第15条第1項から第4項までの規定により、条例で選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。</p> <p>一 新たに市町村の区域の設定があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合 当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第15条第5項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>五 法第15条第5項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合 当該区域が従前属していた選挙区の区域</p> <p>六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域</p> <p>(都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数の変更)</p> <p>第4条 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、前条各号に掲げる場合に限り、変更することができる。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた選挙区に限る。</p>	